

働き方改革推進に係る法令改正等説明会が開催されました。

平成30年12月20日、働き方改革推進に係る法令改正等説明会が、岡山市の岡山ふれあいセンターで開催されました。

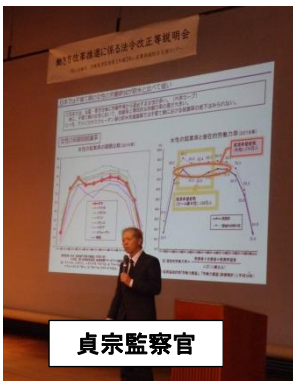
これは、平成30年6月の働き方改革関連法案の可決成立を受け、岡山労働局・労働基準監督署と岡山産業保健総合支援センターが、県内の6会場で開催するものです。

本説明会では、地元岡山労働基準監督署の岡田署長のあいさつの後、働き方改革関連法の改正について、

- ①岡山労働局労働基準部監督課担当官が残業時間の上限規制等労働時間法制の見直しについて
- ②同局雇用環境・均等室室長補佐が雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について、ハラスメントの防止について、それぞれ説明をしました。



岡田署長



貞宗監察官

岡山産業保健総合支援センターは共催団体として、「治療と仕事の両立支援」について、成川彰浩両立支援促進員が説明を行いました。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

治療と仕事の両立支援は、疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように、事業場で必要となる支援をする取組のことで、働き方改革実行計画に盛り込まれており、事業場において積極的に取り組むべき課題となっております。今回は、質問形式で自社での取組を振り返っていただきました。治療と仕事が両立できるような制度整備や風土醸成へのきっかけになれば幸いです。



岡田補佐

岡山会場では、治療と職業生活の両立のためのガイドラインにおいて、対象疾病とされている肝炎について、「C型肝炎について」と題し、岡山大学の池田助教が説明され、会場では無料の肝炎検査が行われました。

この説明会には、218名の方が参加されました。

11月から計6会場で開催された、働き方改革推進に係る法令改正等説明会には、588名の方が参加されました。柔軟な働き方が受容される社会に向けて、働き方改革の推進とともに、治療と仕事を両立することへの理解も進めていきたいと思っております。



成川促進員



会場の様子